

2020年度 試験に関する規則，総合的評価基準および評価方法

埼玉医科大学 医学部

この規則は，埼玉医科大学学則第 14 条および第 15 条に基づいて定めるものである。

1. 試験に関する規則

(1) 定期試験，総合試験，共用試験，卒業試験，再試験

定期試験は各ユニットの講義，実習あるいは演習の全課程または適当な区分の終了後，学事予定に定められた期間に実施する。ただし，ユニットの課程内で行う小テストなどについてはこの限りでない。総合試験は 2 年生に対しては年度末に，5 年生に対しては学事予定に定められた時期（前期および後期総合試験）に実施する。2 年生の出題範囲は「細胞生物学」，「人体の構造と機能 1」，「人体の構造と機能 2」コースおよび「臨床推論」ユニットとそれに関連する内容（関連する英語を含む），5 年生の出題範囲は原則として前期が 1 年生から 4 年生までの臨床医学とそれに関連する基礎医学の内容，後期が「臨床実習 3」コース（5 年生）とする。

共用試験は Computer Based Testing（共用試験 CBT）と客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination：共用試験臨床実習前 OSCE，共用試験臨床実習後 OSCE）からなり，医療系大学間共用試験実施評価機構の実施要綱に従って実施する。4 年生に対して共用試験 CBT と共用試験臨床実習前 OSCE を実施する。また，6 年生に対して共用試験臨床実習後 OSCE を，advanced クリニカル・クラークシップ終了後に実施する。

卒業試験は 6 年生に対して実施する。出題範囲は医学部で履修した全ての内容とする。

再試験は定期試験に不合格であった者に対して各ユニットの判断にて実施する。再試験および追試験の実施回数は 1 ユニットにつき原則として合計 2 回までとする（注 1）。ユニットの合否が決まる再試験は原則として年度末に実施する。再試験の受験には所定の手続きを必要とする。なお，共用試験臨床実習前 OSCE，共用試験臨床実習後 OSCE および卒業試験の再試験は原則として実施しない。2 年生の総合試験，4 年生の共用試験 CBT および 5 年生の総合試験に不合格であった者に対しては 1 回のみ再試験を実施する（注 2）。

(2) 試験の欠席と遅刻および追試験

試験を欠席し，追試験の受験を申請する場合には所定の手続きを必要とする。病気，その他のやむを得ない理由（医学的，社会的理由）によって定期試験，2 年生の総合試験，4 年生の共用試験 CBT，5 年生の総合試験，および定期試験の再試験を受験できなかった者が，当該試験の開始前に学務課に連絡し，その試験日から 7 日以内に「試験欠席届」に添付すべき文書（病気・ケガの場合には「診断書」）を添えて提出し（1 ユニットに筆記試験と口頭試問がある場合等，それぞ

れに対する「試験欠席届」の提出が必要), 卒前教育委員会が認めた場合には追試験を実施する。当該試験の開始前に学務課への連絡がなかった場合および規定日数以内に「試験欠席届」の提出がない場合には, 原則として追試験の対象としない。なお, 公共交通機関の遅延によって遅刻した場合には, 「試験欠席届」に「遅延証明書」を添えて学務課に提出すれば原則として追試験の対象とするが, その取り扱いは卒前教育委員会が判断する。

なお, 共用試験臨床実習前 OSCE, 共用試験臨床実習後 OSCE および卒業試験については追試験を実施しない。また, 2年生と5年生の総合試験および4年生の共用試験 CBT については, 追試験の再試験, 再試験の追試験は実施しない。

試験欠席理由	試験欠席届に添付すべき文書等
1 病気・ケガ (本人)	診断書
2 忌引	(1) 欠席日を確認できる会葬御礼 または (2) 死亡を確認できる公的証明書等
(1) 父母・配偶者・子 (7日)	
(2) 祖父母・兄弟姉妹 (3日)	
3 交通事故, 災害	交通事故証明書, 被災証明書
4 公共交通機関の不通	当該公共交通機関発行の不通証明書
5 学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
6 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知
7 その他やむを得ない理由	卒前教育委員会が判断する。

(注 1)

定期試験については, 再試験の追試験, 再試験の再試験の実施は, 各ユニットディレクターの判断に委ねられる。

(注 2)

2年生の総合試験および4年生の共用試験 CBT の再試験の評価は, 「2020年度 試験に関する規則, 総括的評価基準および評価方法」付則に従う。

(3) 授業 (講義, 実習および演習) の出席

a) 講義

病気, その他のやむを得ない場合を除き, 全ての講義に出席しなければならない。なお, 欠席が多い場合には, 卒前教育委員会が指定する教員との面談および指導を受けなければならない。

講義に実習や演習が含まれているユニットにおいては, 各々, 実習では 9/10 以上, 演習では 3/4 以上の出席に達しない場合, 評価の対象としない。ただし, 以下のユニットについては実習, 演習の取り扱いをユニット毎に別に定める。

- ・1年生：人体の構造と機能 1-1, 人体の構造と機能 1-3
- ・2年生：エネルギー系, 調節系, 情報系
- ・3年生：免疫

b) 実習（注3）および演習（注4）

原則として全ての実習、演習に出席することで評価の対象となる。出席数は、実習では規定時間数の 9/10、演習では規定時間数の 3/4 に達しない場合、当該ユニットを評価の対象とせず不合格とする。ただし、出席数の不足が病気その他のやむを得ない理由によると卒前教育委員会が認めた場合には補講等を行い評価の対象とする。

授業形態	原則	やむを得ない場合を除く 最低出席回数	最低出席回数に満たない場合
実習	全授業に出席	規定回数の 9/10 以上	評価の対象としない
演習		規定回数の 3/4 以上	評価の対象としない

（注3）

実習とは医科学入門、細胞生物学実習、臨床入門（1,2年）、構造系実習、物質系実習、機能系実習1、機能系実習2、病理総論（講義を除く）、薬理総論（講義を除く）、感染（病気の基礎2コース、講義を除く）、3年生臨床実習1コース、社会医学実習、異状死の診断（講義を除く）、4年生臨床実習2コース、4年生臨床実習3コース（特別演習を除く）、5年生臨床実習3コース（特別演習を除く）、6年生臨床実習2コース（旧カリキュラム）を指す。

（注4）

演習とは科学的思考と表現、医科学の探索、人体の基礎科学1、人体の基礎科学2、行動科学と医療倫理（1～4年）、キャリアデザイン（1～3年）、地域医療とチーム医療（1～4年）、臨床推論（1,2年）、医学英語1、医学英語2、医学英語3、医学英語（2～4年）、特別演習（4、5年）、総合学習A、総合学習B、総合学習C、達成度評価を指す。

（4）授業の欠席と遅刻

病気、その他のやむを得ない理由（医学的、社会的理由）で欠席する場合には、**当該演習、実習の開始前に学務課に連絡し、その授業日から7日以内**に「欠席届」に添付すべき書類（病気の場合には「診断書」、医療機関受診時の「領収書」の写しの何れか）を添えて提出する必要がある。なお、当該演習、実習の開始前に学務課への連絡がなかった場合および規定日数（当該日を含め7日）以内に「欠席届」と共に「診断書」、医療機関受診時の「領収書」の写しの何れかの提出がない場合には、原則としてやむを得ない理由（医学的、社会的理由）と

はみなされない。また、学内行事等への参加に伴う欠席は、卒前教育委員会が認める理由に限り公欠扱いとする。この場合には、予め担当教員に申し出ると同時に「公欠願」を提出する必要がある。

なお、公共交通機関の遅延によって遅刻する場合には、当該演習、実習の開始前に学務課に連絡し、「遅延証明書」を当日中に提出すれば原則として出席と認めるが、その取り扱いには卒前教育委員会が判断する。

実習・演習欠席理由	欠席届に添付すべき文書等
1 病気・ケガ（本人）	(1) 診断書 または (2) 医療機関受診時の領収書の写し
2 忌引	(1) 欠席日を確認できる会葬御礼 または (2) 死亡を確認できる公的証明書等
(1) 父母・配偶者・子（7日）	
(2) 祖父母・兄弟姉妹（3日）	
3 交通事故、災害	交通事故証明書、被災証明書
4 公共交通機関の不通	当該公共交通機関発行の不通証明書
5 学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
6 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知
7 その他やむを得ない理由	卒前教育委員会が判断する。

2. ユニット，コース，総合試験，共用試験および卒業試験の評価方法

(1) 評価対象

a) 1年生：下記5コース（22ユニット）

- ① 医科学への道すじ（4ユニット）
医科学入門，科学的思考と表現，自然科学の基礎，医科学の探索
- ② 細胞生物学（4ユニット）
細胞生物学1，細胞生物学2，細胞生物学3，細胞生物学実習
- ③ 人体の構造と機能1（3ユニット）
人体の構造と機能1-1，人体の構造と機能1-2，人体の構造と機能1-3
- ④ 人体の基礎科学（2ユニット）
人体の基礎科学1，人体の基礎科学2
- ⑤ 良医への道1（9ユニット）
行動科学と医療倫理，キャリアデザイン，地域医療とチーム医療，臨床推論，臨床

入門, 医学英語 1, 医学英語 2, 医学英語 3, 選択必修 (4 サブユニット)

b) 2年生 : 下記 3 コース (17 ユニット) および総合試験

- ① 人体の構造と機能 2 (7 ユニット)
エネルギー系, 調節系, 情報系, 構造系実習, 物質系実習, 機能系実習 1,
機能系実習 2
- ② 病気の基礎 1 (3 ユニット)
病理総論, 薬理総論, 生体防御総論
- ③ 良医への道 2 (7 ユニット)
行動科学と医療倫理, キャリアデザイン, 地域医療とチーム医療, 臨床推論, 臨床
入門, 医学英語, 選択必修 (4 サブユニット)

c) 3年生 : 下記 4 コース (19 ユニット)

- ① 病気の基礎 2 (3 ユニット)
感染, 免疫, 疫学
- ② ヒトの病気 1 (9 ユニット)
診療の基本, 呼吸器, 循環器, 消化器, 血液, 腎・泌尿器, 生殖器, 神経,
内分泌・代謝
- ③ 良医への道 3 (4 ユニット)
行動科学と医療倫理, キャリアデザイン, 地域医療とチーム医療, 医学英語
- ④ 臨床実習 1 (3 ユニット)
導入クリニカル・クラークシップ 1-1, 導入クリニカル・クラークシップ 1-2, 導入
クリニカル・クラークシップ 1-3

d) 4年生 : 下記 4 コース (20 ユニット) および共用試験 CBT と共用試験臨床実習前 OSCE

- ① ヒトの病気 2 (10 ユニット)
感覚器, 皮膚・運動器, 感染, 免疫, 腫瘍, 画像, 母体・胎児・新生児,
小児, 精神, 救急・麻酔
- ② 社会と医学 (4 ユニット)
疾病の予防と対策, 環境と健康, 社会医学実習, 異状死の診断
- ③ 良医への道 4 (3 ユニット)
行動科学と医療倫理, 地域医療とチーム医療, 医学英語
- ④ 臨床実習 2 (3 ユニット)
導入クリニカル・クラークシップ 2-1, 導入クリニカル・クラークシップ 2-2, 導入
クリニカル・クラークシップ 2-3

(注 5)

臨床実習 3 (臨床実習クリニカル・クラークシップ Step1) は 5 年次の評価対象とする。当該コースは 4 年次の 1 月から開始するが、履修にはスチューデントドクターとしての認定が必要である。

e) 5 年生 : 臨床実習 3 コースおよび総合試験

① 臨床実習 3 (31 ユニット)

クリニカル・クラークシップ step1 : 血液内科, 心臓内科, 呼吸器内科, リウマチ膠原病内科, 消化器内科, 内分泌・糖尿病内科, 神経内科, 腎臓内科, 神経精神科, 小児科, 消化器外科, 心臓外科, 脳神経外科, 呼吸器外科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 産婦人科, 放射線科, 麻酔科, 救急科/救命救急科, 検査・病理・輸血, 総合診療内科, リハビリテーション・緩和医療・在宅医療, 選択必修科 1 (形成外科・美容外科, 乳腺腫瘍科), 選択必修科 2 (小児外科, 血管外科, 頭頸部腫瘍科), 特別演習

クリニカル・クラークシップ CC step2 : 5 年次 2 クール分 (令和 3 年 1 月～3 月)

f) 6 年生 : 下記 2 コース (6 ユニット), 共用試験臨床実習後 OSCE および卒業試験

① 総合学習コース (4 ユニット)

総合学習 A, 総合学習 B, 総合学習 C, 達成度評価

② 臨床実習 2 コース (旧カリキュラム) (2 ユニット)

advanced クリニカル・クラークシップ 1

advanced クリニカル・クラークシップ 2

(2) ユニットの成績と合否判定

成績は学則第 12 条第 3 項に従って, A, B, C, D をもって総括的評価基準で表す。100～80 点を A, 79～70 点を B, 69～65 点を C, 65 点未満を D とし, A, B, C を合格, D を不合格とする。再試験で合格の場合には 65 点 (C) とする。

ただし, 臨床実習 3 コースのクリニカル・クラークシップ Step1 の各ユニット, クリニカル・クラークシップ Step2 の 5 年次分は, 評価基準 A を S, A の 2 段階に分ける。さらに B, C, D として, S, A, B, C を合格, D を不合格とする。なお, 複数の診療科で実習を行うユニットは, ユニット全体で評価する。

なお, 6 年生の総合学習 A, 総合学習 B, 総合学習 C, 達成度評価ユニットについては, 合格・不合格のみ判定し, A, B, C, D の総括的評価は行わない。

(3) コースの合否判定

a) 1～4年生

- ① コース内の全ユニットに合格した場合、当該コースを合格とする。
- ② コース内に不合格ユニットが1つある場合、当該コースを合格保留とする。
- ③ コース内に不合格ユニットが2つ以上ある場合、当該コースを不合格とする。
- ④ 単一ユニットからなるコースでは、ユニットの不合格をコースの不合格とする。
- ⑤ 試験に関する不正行為で「停学」となった場合、当該試験のユニットを含むコースを不合格とする。

b) 5年生の臨床実習3コース

- ① 臨床実習3コースの評価は全31ユニットの評価の平均値を用いる。
- ② 全ユニットに合格した場合、臨床実習3コースを合格とする。
- ③ 不合格ユニットが1つあるが、コースの評価点が65点以上の場合、臨床実習3コースを合格保留とする。
- ④ 不合格ユニットが2つ以上ある場合、またはコースの評価が65点未満の場合、臨床実習3コースを不合格とする。

c) 6年生の総合学習コース

- ① コース内の全ユニットに合格した場合、総合学習コースを合格とする。
- ② コース内に不合格ユニットが1つ以上ある場合、総合学習コースを不合格とする。

d) 6年生の臨床実習2コース（旧カリキュラム）

- ① 臨床実習2コースの評価点は両ユニットの評価点の平均値を用いる。
- ② 両ユニットに合格した場合、臨床実習2コースを合格とする。
- ③ 1ユニットが不合格の場合、臨床実習2コースを合格保留とし、補習を行い再評価する。
- ④ 両ユニットが不合格の場合、臨床実習2コースを不合格とする。

(4) 総合試験，共用試験 CBT，共用試験臨床実習前 OSCE，共用試験臨床実習後 OSCE および卒業試験の合否判定

a) 2年生の総合試験

65点以上の場合には合格，これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, Dの総括的評価は行わない。なお，再試験で合格の場合は65点とする。

b) 4年生の共用試験 CBT

医療系大学間共用試験実施評価機構が算出した IRT 標準スコアで、420 以上の場合には合格、これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, D の総括的評価は行わない。

c) 4年生の共用試験臨床実習前 OSCE

65 点以上の場合には合格、これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, D の総括的評価は行わない。

d) 5年生の総合試験

前期総合試験（30%）と後期総合試験（70%）の評価点の合計点が 65 点以上の場合には合格、これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, D の総括的評価は行わない。なお、再試験で合格の場合は 65 点とする。

e) 6年生の共用試験臨床実習後 OSCE

65 点以上の場合には合格、これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, D の総括的評価は行わない。

f) 6年生の卒業試験

卒業試験の評価点が 65 点以上の場合には合格、これ未満の場合には不合格とする。A, B, C, D の総括的評価は行わない。

(5) 合否判定の方法

a) ユニット

ユニットの合否判定は、ユニットディレクターが各担当者と協議して行う。

b) コース

コース会議を開催し、コースの合否判定を行う。コース会議に出席するのは、そのコースのコースディレクターおよび各ユニットディレクターで、座長はコースディレクターが担当する。座長は卒前教育委員長および医学教育センター長の出席を要請することができる。なお、5, 6 年生の臨床実習コースに関しては、コース会議を開催しない。

(6) Key Validation (KV)

総合試験，共用試験臨床実習前 OSCE，共用試験臨床実習後 OSCE，卒業試験および6年生総合学習 C ユニットの定期試験では Key Validation (KV) 委員会を開催する。

総合試験，卒業試験および6年生総合学習 C ユニットの定期試験の KV 委員会に出席するのは試験管理室の室長と室員で，座長は試験管理室長が担当する。座長は医学教育センター長，卒前教育委員長および必要と認める者の出席を要請することができる。KV 委員会では正答率が 50% 未満ないしは識別指数が 0 未満の問題を再評価する。

共用試験臨床実習前 OSCE および共用試験臨床実習後 OSCE の KV 委員会に出席するのは OSCE 委員会の委員長と委員で，座長は OSCE 委員長が担当する。座長は医学教育センター長，卒前教育委員長および必要と認める者の出席を要請することができる。KV 委員会では評価点に基づいて課題を再評価する。

3. 進級と卒業

(1) 原則

- ① 各学年で履修する全コースに合格した場合には進級とする。
- ② 合格保留コースが 1 つの場合には条件付き進級とし，不合格ユニットについては翌年度中に合格するようにユニットディレクターによる適切な指導を受けることとする。
- ③ 合格保留コースが 2 つ以上ある場合には留年とする。
- ④ 不合格コースがある場合には留年とする。
- ⑤ 試験に関する不正行為で「停学」となった場合には留年とする。また，この場合には当該年度における休学を認めない。
- ⑥ 留年者は全コース，全ユニットを再履修する。

(2) 学年ごとの判定基準

a) 1 年生と 3 年生

- ① 上記「原則」に従って判定する。

b) 2 年生

- ① 上記「原則」に従うとともに，総合試験に合格した場合には進級ないし条件付き進級とする。
- ② 総合試験に不合格の場合には留年とする。
- ③ 留年者は全コース，全ユニットを再履修し，総合試験を再受験する。

c) 4 年生

- ① 上記「原則」に従うとともに、共用試験 CBT と共用試験臨床実習前 OSCE の両者に合格した場合には進級ないし条件付き進級とする。
- ② 共用試験 CBT と共用試験臨床実習前 OSCE の両者に合格しなかった場合には留年とする。
- ③ 留年者は全コース、全ユニットを再履修し、共用試験 CBT と共用試験臨床実習前 OSCE を再受験する。

d) 5年生

- ① 臨床実習 3 コースおよび総合試験に合格した場合には進級とする。
- ② 臨床実習 3 コースが合格保留で総合試験に合格した場合には条件付き進級とし、不合格ユニットについて翌年度中に合格するように該当診療科で適切な指導を受けることとする。
- ③ 臨床実習 3 コースが不合格の場合は留年とする。
- ④ 総合試験に不合格の場合は留年とする。
- ⑤ 留年者は卒前教育委員会の指定したコース、ユニットを履修し、総合試験を再受験する。

e) 6年生

- ① 総合学習コース、臨床実習 2 コース、共用試験臨床実習後 OSCE および卒業試験に合格した場合には卒業とする。
- ② 総合学習コースが不合格の場合には留年とする。
- ③ 臨床実習 2 コースが不合格の場合には留年とする。
- ④ 共用試験臨床実習後 OSCE に不合格の場合には留年とする。
- ⑤ 卒業試験に不合格の場合には留年とする。
- ⑥ 留年者は全コース、全ユニットを再履修し、共用試験臨床実習後 OSCE と卒業試験を再受験する。

(2) スチューデントドクター認定方法

スチューデントドクター認定会議を開催し、認定の可否を判定する。スチューデントドクター認定会議に出席するのは、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、4年生学年小委員会委員、医学教育センター長および試験管理室長で、座長は卒前教育委員長が担当する。上記「学年ごとの判定基準」の「4年生」に従って進級ないし条件付き進級と判定された場合には、スチューデントドクターとして認定する。また、認定された場合には、臨床実習 3（臨床実習クリニカル・クラークシップ Step1）を履修することができる。なお、認定されない場合は臨床実習 3 を履修することはできない。

(3) 進級判定方法

進級判定会議を開催し、1～5年生の進級の判定を行う。進級判定会議に出席するのは、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、当該学年のコースディレクター、医学教育センター長および試験管理室長（1年生および3年生の進級判定は除く）で、座長は卒前教育委員長が担当する。判定基準は上記「学年ごとの判定基準」のa)～d)による。

(4) 卒業判定方法

a) 卒業試験判定案作成

Key Validation (KV) 委員会における協議内容、過去の卒業試験結果との対比（キャリアレーション）、試験問題の難易度等を踏まえ、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、6年生学年小委員会委員長、医学教育センター長および試験管理室長が協議して卒業試験判定案を作成し、卒業仮内定判定会議に諮る。

b) 卒業仮内定判定

卒業仮内定判定会議を開催し、卒業試験判定案に基づき卒業仮内定の判定を行う。卒業仮内定判定会議に出席するのは、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、6年学年小委員会委員、臨床実習2コースディレクター、総合学習コースディレクター、医学教育センター長および試験管理室長で、座長は卒前教育委員長が担当する。卒業仮内定の判定は「総合学習コース」の総合学習Aユニット、Bユニットおよび達成度評価ユニット、臨床実習2コースの2ユニット、共用試験臨床実習後OSCE、卒業試験のすべてが65点以上の場合に合格とする。なお、この時点では「総合学習コース」の総合学習Cユニットが終了していないことから、あくまで「卒業仮内定」である。

c) 卒業本内定判定

卒業本内定判定会議を開催し、卒業本内定の判定を行う。卒業本内定判定会議に出席するのは、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、6年学年小委員会委員、臨床実習2コースディレクター、総合学習コースディレクター、医学教育センター長および試験管理室長で、座長は卒前教育委員長が担当する。卒業本内定判定の対象は卒業仮内定者であり、総合学習Cユニットの定期試験に合格した者を「卒業本内定」とする。

4. 最終評価点の算出方法

1年生から5年生においては、コース・ユニットおよび総合試験ないしは4年生の共用試験 CBT・共用試験臨床実習前 OSCE の評価点を合算し、合算した項目の総数で除したもの（小数点以下切り捨て）を、該当学年の最終評価点とする。

6年生においては、総合学習コース、臨床実習2コースと共用試験臨床実習後 OSCE の成績は合否のみの評価とし、卒業試験の評価点（平均点）を最終評価点とする。ただし、最終評価点と同点数の場合には、臨床実習2コースと共用試験臨床実習後 OSCE の評価点（素点）を参考として順位を決定する。

なお、1年生から5年生の最終評価点は、埼玉医科大学医学部第3種特別待遇奨学生審査において選考基準のひとつとして取り扱う。

また、1年生から6年生までの最終評価点を合算したものを、学長賞（卒業時優績者表彰）の選考基準のひとつとして取り扱う。ただし、臨床実習3コースのクリニカル・クラークシップ Step1 の各ユニット、クリニカル・クラークシップ Step2 の5年次分の評価点は、S（95点）、A（85点）、B（75点）、C（65点）、D（UDからの申請点）として計算する。

5. 進級およびスチューデントドクター、卒業仮内定、本内定の認定

1年生から5年生の進級および4年生のスチューデントドクター認定、卒業仮内定、本内定の認定は、教員代表者会議の意見を聴いて、学長がこれを行う。